



平成 25 年 12 月 11 日

各 位

会 社 名 泉州電業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 西村 元秀  
(コード 9824 東証第 2 部)  
問合せ先  
専務取締役兼執行役員管理本部長 宮石 忍  
(TEL 06-6384-1101)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 12 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 1 月 30 日開催予定の第 64 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を追加するとともに、その他字句の統一を行うものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定により、定款第 30 条（社外取締役の責任限定契約）及び第 39 条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものです。なお、定款第 30 条（社外取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記変更に伴い、条数及び号数の繰り下げを行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

|                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 26 年 1 月 30 日（木） |
| 定款変更の効力発生日      | 平成 26 年 1 月 30 日（木） |

(別紙)

(下線は変更部分を示す。)

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) 情報処理システム及び通信システムの開発、販売、コンサルティング</p> <p>(3) 電子制御機器・装置の製造及び販売</p> <p>(4) (条文省略)</p> <p>(5) 空調機器の販売及び据付工事の請負</p> <p>(6) 家庭用電気製品、事務用機器の販売及び据付工事の請負</p> <p>(7) (条文省略)<br/>(新設)</p> <p>(8) (条文省略)<br/>(新設)</p> <p>第30条～第37条 (条文省略)<br/>(新設)</p> <p>第38条～第41条 (条文省略)</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 情報処理システムおよび通信システムの開発、販売、コンサルティング</p> <p>(3) 電子制御機器・装置の製造および販売</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 空調機器の販売および据付工事の請負</p> <p>(6) 家庭用電気製品、事務用機器の販売および据付工事の請負</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p><u>(8) 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業</u></p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p><u>(社外取締役の責任限定契約)</u></p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第31条～第38条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p> |

以 上